

令和6年度

# 函館市立戸倉中学校PTA総会

日時：令和6年4月26日（金）14時20分

会場：函館市立戸倉中学校 体育館

## 会 次 第

- 1 開式の言葉
- 2 会長あいさつ
- 3 新任教員紹介
- 4 校長あいさつ
- 5 議 事
  - ① 報告事項
    - ア 令和5年度 会務報告
    - イ 令和5年度 会計決算報告
    - ウ 監査報告
  - ② 審議事項
    - ア 令和6年度 事業計画
    - イ 令和6年度 予算案審議
    - ウ 令和6年度 役員選出
    - エ その他
- 6 新役員あいさつ
- 7 閉会のことば



# 令和5年度PTA会務報告

函館市立戸倉中学校

月	事務局・三役会等	学年委員会	研修委員会	厚生生活委員会
4	6 入学式・PTA入会式 11 P T A 総会			
5	13 市P T A 連合会総会 15 三役会	15 P T A 全体会	15 P T A 全体会	15 P T A 全体会
6				
7	10 諸費納入案内 14 授業参観・ 学級懇談会			
8				
9				7 湯倉神社祭典 巡視（～9日）
10	27 地域公開授業参観	27 学年茶話会	27 学年茶話会	27 学年茶話会
11	11 市P連研究大会		11 市P連研究大会 （参加呼びかけ）	
12				
1	12 新年交礼会(4名参加)			
2		16 P T A 全体会	16 P T A 全体会	16 P T A 全体会
3	15 第51回卒業証書授与式 26 三役会・会計監査			

## 令和6年度PTA事業計画

子どもの健全な成長をめざし、父母と先生の密接な連携のもと、相互理解と研修に努め、充実した教育活動が行われるよう寄与する。

### 1. 子どもの健全育成活動の充実

◎学年・学級P T A 活動の充実

◎子どもの生活をよくするための地域活動の推進

・校外生活委員会

◎市P連第4ブロック活動への参加と連帯、協力～6年度ブロック事務局（広報委員会）

### 2. 会員相互の研修

◎P T A 研修会や講話会などの開催

◎各種研修会への参加

◎研修活動の充実と深化

◎市P連研究大会への参加・・・9月

### 3. 会員相互の親睦と交流

◎親睦を深めるための行事の開催

### 4. 学校行事への協力

◎学校の環境整備への協力

◎部活動への援助（部活動後援会）

### 5. その他

◎校舎内外の環境整備に関すること

# 函館市立戸倉中学校PTA会則

## 第1章 総則

第1条 この会は「函館市立戸倉中学校PTA」と称し、事務局を戸倉中学校内におきます。

第2条 この会は生徒の健全な成長を願い、保護者と教師が手をとりあって、望ましい環境のもとに、充実した学校教育が行われるような体制をつくりあげるため、相互理解を深め、教育効果を一層高めることを目的とします。

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行います。

- 1 会員相互の研修と親睦に関する事。
- 2 教育環境の整備並びに諸条件への対策に関する事。
- 3 子ども達の校外生活の向上発展に関する事。
- 4 健康安全に関する事。
- 5 文化・体育等行事への協力に関する事。
- 6 その他必要と認められる事業。

## 第2章 構成

第4条 この会は、生徒の保護者・教職員をもって組織します。

## 第3章 役員

第5条 この会には次の役員をおきます。

- 1 会長1名
- 2 名誉会長1名
- 3 副会長若干名
- 4 監査若干名
- 5 顧問若干名
- 6 会計若干名
- 7 事務局

第6条 この会の役員の任務は次のとおり定めます。

- 1 会長は、会務を統括し、この会を代表します。
- 2 名誉会長は、会務の相談に応じます。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行します。
- 4 監査は、業務及び会計を監査します。
- 5 顧問は、随時役員会に出席し会長の諮問に応じます。
- 6 会計は、この会の会計事務にあたります。
- 7 事務局は、この会の事務並びに会計を統括します。

第7条 この会の役員を次のように選出します。

- 1 会長、副会長、監査は定期総会において選出します。
- 2 名誉会長は、戸倉中学校長をもってあてます。
- 3 顧問は会長の委嘱によります。
- 4 専門委員会委員長の選出は細則で決めます。
- 5 事務局長は戸倉中学校教頭をもってあてます。
- 6 会計と事務局は、会長が委嘱します。

第8条 この会の役員の任期を1箇年とします。ただし、再任は妨げません。

## 第4章 機関

第9条 この会の機関および任務を次のように定めます。

### 1 定期総会

この会の最高決議機関で、毎年4月に会長が招集し、会務報告、予算、決算、監査報告、会則改正、役員選出その他活動に関する重要事項の決議を行います。

### 2 臨時総会

会長が必要と認めるとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき、会長が招集します。

### 3 全体委員会

この会の役員並びに各学年・専門委員によって随時開催し、運営について協議します。必要あるときは、総会に代わって会務を協議します。

#### 4 三役会

会長、副会長、監査、事務局で構成し、全体委員会にはかかる必要な事項について審議します。但し、場合によっては会計も含むものとします。

第10条 この会は、専門委員会を置き会務を分担します。その種類と任務については、細則で定めま

す。  
第11条 この会の総会または全体委員会の決議により、特別委員会をつくることができます。特別委員会の委員長は、総会または全体委員会で選考し、会長が委嘱します。

#### 第5章 会計

第12条 この会は、会費並びに、その他収入をもってまかない、会員は総会で決定した会費を負担します。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わります。

#### 第6章 細則

第14条 この会の会則は、総会の決議による他変更することはできません。

第15条 この会則の施行上必要な細則の制定及び変更は、総会または全体委員会の決議によります。

第16条 この会の会則は、昭和48年5月26日から実施します。  
昭和49年5月10日第2回総会で会則の一部を改正しました。  
昭和55年5月13日第8回総会で会則の一部を改正しました。  
昭和56年4月29日第9回総会で会則の一部を改正しました。  
昭和58年4月25日第11回総会で会則の一部を改正しました。  
昭和59年4月19日第12回総会で会則の一部を改正しました。  
昭和60年4月18日第13回総会で会則の一部を改正しました。  
平成4年4月15日第20回総会で会則の一部を改正しました。  
平成18年2月3日臨時総会で会則の一部を改正しました。

### 細 則

第1条 会則10条に定める専門委員会の種類及び任務を次の通りとします。

- 1 学年委員会（学年PTA・学級PTA）  
学年・学級の教育を充実を図り、学年・学級単位のPTA活動の推進など
- 2 研修委員会  
会員の教養向上を図るための企画・実施
- 3 厚生・生活委員会

校外生活指導・安全に関すること、教育環境の整備充実  
会員の親睦、健康的生活を図るための企画・実施

第2条 会則10条に定める専門委員会の構成及び委員の選出は次の通りとします。

- 1 各学級ごとにそれぞれ4名（以上）の委員を互選します。4名で学級委員会を構成し、学級PTAの活動を推進します。
- 2 4名は、細則第1条の専門委員会のいずれかに所属し、その委員会の委員になります。
- 3 専門委員会には次の役員をおきます。
  - (1) 専門委員長 1名 委員会において選出します。
  - (2) 副委員長 2名 委員会において選出します。

第3条 専門委員会は、随時開催して委員会の事業について協議、実施します。

第4条 生活委員会の委員については、地域にかたよりのあるとき、会長が委嘱することができます。

第5条 この会の会員・生徒に対する見舞いについては、次の規定にもとづき行います。

- 1 生徒及び会員に対する弔意・見舞い
  - (1) 生徒及び会員死亡の場合（香典） 5,000円
  - (2) 会員羅災の場合（見舞い） 5,000円
- 2 生徒並びに会員の傷病・死亡の原因が、校務及び会務執行中のできごと、またその他上記の規定にあてはまらない時は、別に審議することにします。

付則 この細則は、平成5年4月19日第21回総会において一部を改正しました。

平成18年2月3日臨時総会で会則の一部を改正しました。

## ※ P T A学級役員選出について

学級委員、専門委員については、このあと募集のご案内をし、委員を決定いたします。

P T A学級委員・各専門委員の活動内容

	委 員 会	活 動 内 容
1	学年委員会	◎学年・学級P T A活動の充実 ◎学年・学級単位のP T A活動の推進など
2	研修委員会	◎会員の教養向上を図るための企画・実施
3	厚生・生活委員	◎校外生活委員会等への参加と祭典時等の巡視 ◎教育環境の整備充実 ◎会員の親睦（懇親会等の企画運営）

## 戸倉中学校部活後援会会則

### 1. 趣旨

この後援会は、戸倉中学校に在籍する生徒の保護者が協力して体育部、文化部の充実と円滑な活動を後援する。

### 2. 組織

この後援会は、戸倉中学校に在籍する生徒の父母で、この趣旨に賛同する者によって組織し、戸倉中学校P T Aの中に設置する。

### 3. 後援会の委員

- (1) 会長（P T A会長が兼任する）
- (2) 副会長（P T A三役の中から2名兼務する）
- (3) 各部保護者代表
- (4) 全部活動顧問
- (5) 事務局長（P T A事務局長が兼務する）

### 4. 任期

委員の任期は1年とする。

### 5. 会議

会長が必要と認めた時、随時開くこととする。

### 6. 会計

この会計は、会費及び篤志家からの寄付をもって充てる。

### 7. 後援会費

会費は生徒一人につき800円とする。

### 8. 経理

経理は事務局が担当する。

### 9. 決算及び会計監査

この会の会計は、単年度決算とし、会計監査を受けたP T A全体委員会に報告され、承認を受けなければならない。ただし、会計監査はP T A監査が行うものとする。